

松伏町みんなで応援商品券を送付します!(共通券4枚、中小店舗券6枚)

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854 いきいき福祉課 社会福祉担当 ☎991-1874(住民税均等割)

コロナ禍における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者を応援するとともに、物価高騰の影響を受けた町民の皆さんの生活の支援を目的に「松伏町みんなで応援商品券」を10月1日時点で住民登録のある全世帯に簡易書留で送付します。

また、給与収入者であって住民税均等割のみ課税者にも同様の商品券を送付します。

【内容】

5,000円分(500円×10枚)

【交付日】

10月下旬を予定



【商品券利用期間】 交付日～令和4年12月31日(土)

【利用可能店舗】 松伏町みんなで応援商品券登録店舗110店舗以上(商品券と一緒に、利用できる店舗一覧を送付します。)

10月から「子ども医療費受給資格証」が埼玉県内全域で使えます

問合せ すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当 ☎991-1876

令和4年10月診療分から、「子ども医療費受給資格証」(以下、受給証)の窓口払い廃止の対象地域を「松伏町内」から「埼玉県内」の実施機関に拡大します。そのため、県内の保険医療機関であれば原則窓口負担が無くなります。

【対象となる児童】

子ども医療費受給資格をお持ちの児童(中学3年生までの児童)

ただし、次のものは現金窓口払いとなります。

- ▶保険証、受給証を忘れた場合
- ▶町外の柔道整復鍼灸(整骨院等)※町内は今までどおり。
- ▶治療用装具
- ▶1医療機関での同月内の累計自己負担額が21,000円以上→月の途中で上限を超えた場合は、同月の初診に遡って窓口払いが発生。

【令和4年10月1日以降の受給証】新しい受給証は9月末までに送付しています。お手続きは不要です。

★これら現金窓口払いは後日、すこやか子育て課窓口にご請求ください。

【注意事項】

10月1日以降も、受給証が利用できない医療機関が一部あります。当該医療機関については窓口払いが発生するため、これまでと同様に後日役場での精算が必要になります。

※ひとり親家庭等医療費については、令和5年1月から実施予定です。詳細はお問い合わせください。

10月1日からオミクロンワクチンの接種を開始します

問合せ 保健センター ☎992-3170

オミクロン株対応ワクチンは、従来株とオミクロン株(BA.1)の2価ワクチンとなります。

- 対象者 1・2回目接種を終えた12歳以上の方
- 接種回数 前回の従来株ワクチン接種から現時点では5か月以上あけて1回接種
- 接種券 以前配布した接種券(3回目・4回目)を使用。その他の方は順次送付 ※下の表は現時点のものです。
- その他 接種券を紛失した方は、予約相談窓口(☎0570-001-503)、電子申請又はFAX(048-991-2878)にて氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。 ※お手元に届くまで2週間程度かかります。



電子申請

従来株ワクチン 接種回数	年齢	前回接種時期			
		令和4年4月以前	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月
2回	12歳以上※1	送付済	10月頃送付	11月頃送付	12月頃送付
3回	60歳以上				
	60歳未満	順次送付	順次送付		
4回	60歳以上				
	基礎疾患等※2				

※1 今年度12歳の誕生日を迎える方は、誕生月以降に順次接種券を送付します。

※2 基礎疾患のある方、医療従事者、高齢者施設等従事者等